

○銚子市行財政改革審議会条例

(平成 25 年 9 月 26 日条例第 30 号)

改正 平成 25 年 9 月 26 日条例第 29 号 平成 27 年 3 月 13 日条例第 3 号
平成 27 年 12 月 25 日条例第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、銚子市行財政改革審議会(以下「審議会」という。)の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第 2 条 市長の諮問に応じ、市の行財政改革に関する事項について調査及び審議を行うため、審議会を置く。

2 審議会は、前項の調査及び審議を行うほか、市長の求めに応じ、市の行財政改革の推進状況について意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 5 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 行財政に関し高度の専門的な知識経験を有する者

(2) 市内に在住し、優れた識見を有する者

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員のため新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、政策企画部財政課において所掌する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年銚子市条例第36号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成25年9月26日条例第29号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月13日条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日条例第31号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。